

一般社団法人日本リハビリテーション医学教育推進機構定款施行細則

第1章 目的

第1条 本細則は、定款第50条に基づき、定款の施行に必要な細則を定めるものである。

第2章 賛助会員の資格要件及び権利

第2条 定款第5条第2号の賛助会員は、日本リハビリテーション医学教育推進機構（以下本機構とする）の目的に賛同する団体及び個人で、理事会の承認を受けた者とする。

- (1) 賛助会員は、社員総会の議決権を有しない。
- (2) 賛助会員は、本機構の会報等の情報提供を受けることができる。
- (3) 賛助会員は、本機構の主催する行事や講習会等において、本機構と連携した活動を行うことができる。

第3章 年会費等

第3条 定款第7条の会費は、次のとおりとする。

- (1) 社員の会費は、年額150,000円とする。
- (2) 賛助会員の会費は、一口年額50,000円とし、複数口を申し込むことができる。

第4章 委員会

第4条 定款第47条の委員会の委員は、理事長が委嘱する。

第5条 委員長は、理事の中から理事長が推薦し、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

第6条 委員会に、必要に応じて副委員長を置くことができる、副委員長は、委員長が推薦し、第5条に準じて委嘱する。

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないが、原則として3期（6年）までとする。

第8条 委員の交代は、原則として同時に3分の1を超えてはならない。

第9条 委員の重複は、特別な事情を除き1人2委員会までとする。

第10条 各委員会に内規を定める。

第5章 会則

第11条 定款第50条に規定する細則として、会則の種類及び審議機関は、原則として次のとおりとし、内規及び申し合わせを除き原則として公開する。

- (1) 定款・・・総則、目的、社員、賛助会員、社員総会、役員、理事会、資産及び会計等の重要な事項について定めるもので、理事会及び社員総会の議決を要する。
- (2) 細則・・・定款を実施するために必要な事項について定めるもので、理事会の議を経て理事長が定め、社員総会への報告を要するもの。
- (3) 規則・・・定款を実施するために必要な事項について、理事会の議を経て、理事長が定めるもの。なお、必要に応じて社員総会への報告を要するもの。
- (4) 内規・・・定款、細則、規則を実施するために必要な事務的、技術的な事項並びに運用等に係る具体的事項について、理事会の議を経て、理事長が定めるもの。
- (5) 申し合わせ・・・細則、規則、内規等の解釈、細部の運用、その他の事項について、委員会等の審議機関において申し合わせるもので、理事会に報告する。

第12条 会則の種類とその内容に関する補遺

- (1) 規則は、定款制定時に想定されていなかった事項等に係る会則を定めるものとする。
- (2) 会則の施行に当たり、各部会内での運用、手続等の細部にわたる確認事項等については、「会則外取り決め」を定めることができる。ただし、この取り決めは、理事会に報告することとし、必ずしも公開の必要はない。

第13条 会則の改廃

会則の改廃に係る審議機関は、第11条のとおりとするが、会則に改廃条項があれば、それを優先する。

第6章 定款施行細則の変更

第14条 本定款施行細則の変更は、理事会の承認を経て、社員総会に報告する。

附則

本細則は、平成30年11月1日より施行する。